

議案第4号

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例を別紙のように改正する。

令和2年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

平成31年4月に国民健康保険の資産割額算定が廃止されたことにより、特定個人情報の手続きに使用していた固定資産税情報の利用が不要になったことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年二宮町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「(3) 地方税関係情報」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(議案第4号) 二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の
新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
4 二宮町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの (2) 自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	4 二宮町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの (2) 自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) <u>地方税関係情報</u>